

問13 あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 吸わない【問16にお進みください。】
- 2 毎日吸っている【次の設問にお進みください。】
- 3 時々吸う日がある【次の設問にお進みください。】
- 4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない【問16にお進みください。】

《問14～問15は、問13で「2 毎日吸っている」「3 時々吸う日がある」を選んだ方がお答えください。》

問14 あなたはたばこを吸うときに気をつけていることはありますか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- 1 公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない
- 2 指定されている喫煙場所以外では吸わない
- 3 禁煙の場所では吸わない
- 4 禁煙の飲食店などでは吸わない
- 5 混雑している場合は吸わない
- 6 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない
- 7 周りに食事中の人がいる場合は吸わない
- 8 周りの人の了解を得てから吸う
- 9 その他(具体的に:)
- 10 気をつけていることはない

問15 あなたはあなたご自身の喫煙についてどのように考えていますか。
次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 たばこをやめたい
- 2 たばこの本数を減らしたい
- 3 たばこをやめたり、たばこの本数を減らしたりするつもりはない
- 4 その他(具体的に:)

《問16は、全員の方がお答えください。》

問16 受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒で、10月31日(月)までにご投函ください。(切手は不要です)

県民意識調査票

参考資料1
(H23実施分)

調査にお答えいただく前に、あなたご自身(平成23年10月1日現在)についてうかがいます。
次の設問(F1～F3)は、いただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。
個人を特定するためのものではありません。必ずご記入ください。

F1 あなたの性別を で囲んでください。

- 1 男性
- 2 女性

F2 あなたの年齢を で囲んでください。

- 1 20～29歳
- 2 30～39歳
- 3 40～49歳
- 4 50～59歳
- 5 60～69歳
- 6 70歳以上

F3 あなたがお住まいの地域を で囲んでください。

- 1 横浜(横浜市)
- 2 川崎(川崎市)
- 3 相模原(相模原市)
- 4 横須賀三浦(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)
- 5 県央(厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)
- 6 湘南(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町)
- 7 足柄上(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)
- 8 西湘(小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町)

問1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 言葉も意味も知っている
- 2 言葉は知っている
- 3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)

問2 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。
あなたはこの半年間に神奈川県内の次の施設で受動喫煙にあいましたか。

次の「施設」ごとにそれぞれ1つずつ選んでください。(1つの「施設」に は1つ)

	よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった
ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	1	2	3	4
イ 病院、診療所または助産所	1	2	3	4
ウ 薬局	1	2	3	4
エ あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1	2	3	4
オ 劇場、映画館、演芸場	1	2	3	4
カ 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	1	2	3	4
キ 集会場または公会堂	1	2	3	4
ク 展示場	1	2	3	4
ケ 体育館、ボウリング場などの運動施設	1	2	3	4
コ 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1	2	3	4
サ 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	1	2	3	4
シ 銀行、保険会社などの金融機関	1	2	3	4
ス 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル	1	2	3	4
セ 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	1	2	3	4
ソ 図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	1	2	3	4
タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1	2	3	4
チ 官公庁施設(ア～タに該当するものを除く)	1	2	3	4
ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	1	2	3	4
テ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	2	3	4
ト ホテル、旅館などの宿泊施設	1	2	3	4
ナ ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	1	2	3	4
ニ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	1	2	3	4
ヌ アからニに該当しないサービス施設(理美容院、クリーニング店、法律事務所、レンタルビデオ店など)	1	2	3	4
ネ その他(具体的に:)	1	2	3	4

問3 あなたはこれまで受動喫煙にあったとき、どのように感じましたか。
次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 何も感じなかった 2 迷惑に思った 3 受動喫煙にあったことはない

問4 あなたはこれまで受動喫煙にあったとき、どのような行動をとりましたか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- 1 たばこを吸っている人に喫煙を控えてもらうよう頼んだ
2 自分が席や場所を移動した
3 自分が我慢した
4 気にならなかったため、何もしなかった
5 受動喫煙にあったことはない
6 その他(具体的に:)

問5 あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。
次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 健康への影響がある【 次の設問にお進みください。】
2 健康への影響はない【 問7にお進みください。】
3 わからない【 問7にお進みください。】

《問6は、問5で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問6 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。
次のア～エの各項目について、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に は1つ)

- | | | | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める | 1 影響がある | 2 影響はない | 3 わからない |
| イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める | 1 影響がある | 2 影響はない | 3 わからない |
| ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める | 1 影響がある | 2 影響はない | 3 わからない |
| エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める | 1 影響がある | 2 影響はない | 3 わからない |

《問7～問8は、全員の方がお答えください。》

問7 あなたは健康増進法第25条で「学校、病院、飲食店など多くの人利用する施設では、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることをご存じですか。
次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 知っている 2 知らなかった(今回の調査で初めて知った)

問8 あなたは神奈川県受動喫煙を防止するための条例(神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(以下「受動喫煙防止条例」といいます))についてご存じですか。
次の中から1つ選んでください。(は1つ)

- 1 内容を知っている【 次の設問にお進みください。】
2 内容を少し知っている【 次の設問にお進みください。】
3 条例があることは知っている【 問10にお進みください。】
4 知らなかった(今回の調査で初めて知った)【 問10にお進みください。】

《問9は、問8で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」を選んだ方がお答えください。》

問9 受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- 1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである
2 学校や病院、官公庁施設は禁煙である
3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である
4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である()
5 施設の入口に禁煙または分煙の表示がされる
6 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない
7 喫煙が禁止されている場所で喫煙してはならない
8 喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則(過料)が科される場合がある

()これらの施設は、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされています。

《問10～問13は、全員の方がお答えください。》

問10 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。また、問8で「4 知らなかった(今回の調査で初めて知った)」を選んだ方は、どのような方法でお知らせするのが良いと思いますか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

- | | | |
|------------------|-------------|----------------|
| 1 県のたより | 2 市町村の広報紙 | 3 新聞報道 |
| 4 テレビ・ラジオ番組 | 5 タウン紙 | 6 雑誌 |
| 7 イベント・街頭キャンペーン | 8 条例の説明会 | 9 県のチラシ・リーフレット |
| 10 ポスター | 11 ホームページ | 12 家族・友人からの情報 |
| 13 学校・職場・団体からの情報 | 14 禁煙や分煙の表示 | 15 その他(具体的に:) |

問11 平成22年4月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

次のア～キの各項目について、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に は1つ)

- | | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|---------|---------|
| ア 禁煙や分煙のお店などの数 | 1 増えた | 2 減った | 3 変わらない | 4 わからない |
| イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数 | 1 増えた | 2 減った | 3 変わらない | 4 わからない |
| ウ 禁煙や分煙のお店などを利用する回数 | 1 増えた | 2 減った | 3 変わらない | 4 わからない |
| エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること | 1 しやすくなった | 2 しにくくなった | 3 変わらない | 4 わからない |
| オ 屋内の指定された喫煙場所の数 | 1 増えた | 2 減った | 3 変わらない | 4 わからない |
| カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数 | 1 増えた | 2 減った | 3 変わらない | 4 わからない |
| キ 屋外で喫煙する人の数 | 1 増えた | 2 減った | 3 変わらない | 4 わからない |

問12 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(は3つまで)

- 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
3 たばこをやめたい人への禁煙(卒煙)サポート
4 未成年者への喫煙防止教育
5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援
6 受動喫煙防止に関する規制の強化
7 受動喫煙防止条例の着実な運用
8 規制によらない自主的な取組みの促進
9 その他(具体的に:)